

地域インフラを支える地域建設業 の役割等

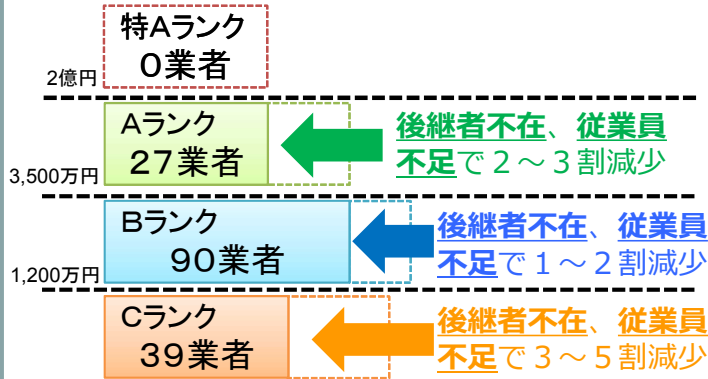
市町村における管内建設企業の立地状況①(東日本の地方部・大規模)

※ 平成18年から平成28年の10年間の増減とその理由

A市 (大)

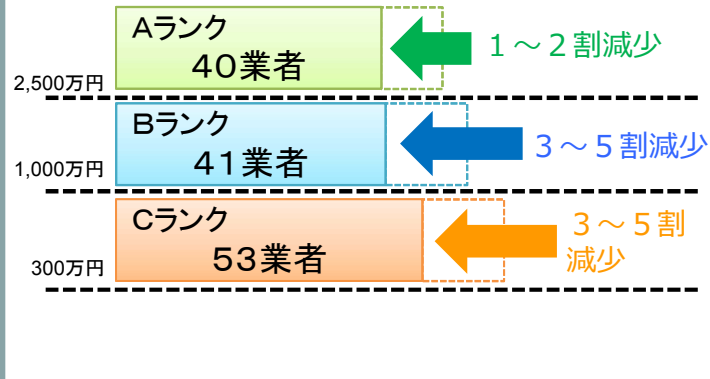
(H21年度) (H27年度)

- ① 人口規模: 約30万人 → 約30万人
- ② 事業者数: 約1,300業者 → 約1,200業者
- ③ 建設事業費: 約170億円 → 約170億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



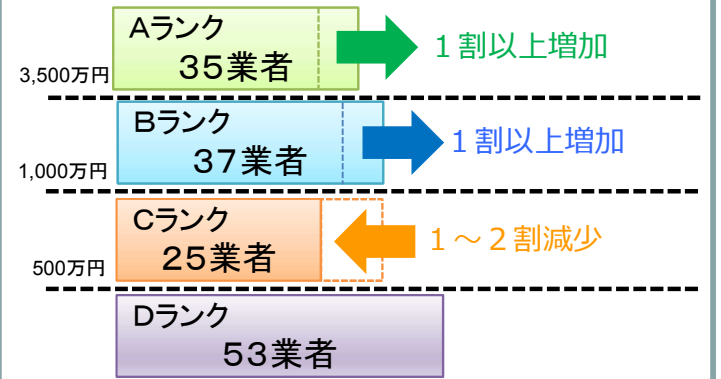
B市 (大)

- ① 人口規模: 約30万人 → 約30万人
- ② 事業者数: 約1,200業者 → 約1,100業者
- ③ 建設事業費: 約130億円 → 約150億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



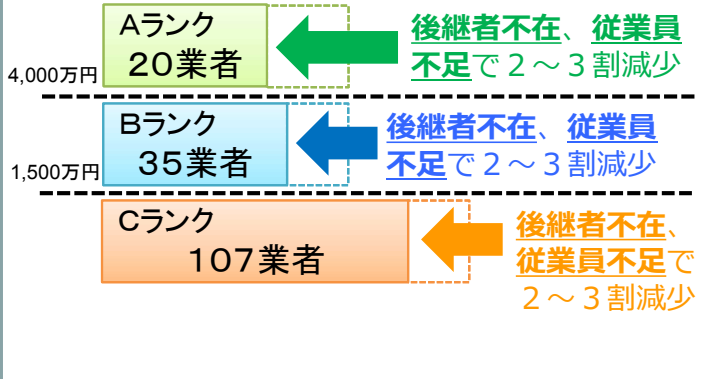
C市 (大)

- ① 人口規模: 約30万人 → 約30万人
- ② 事業者数: 約1,200業者 → 約1,100業者
- ③ 建設事業費: 約180億円 → 約150億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



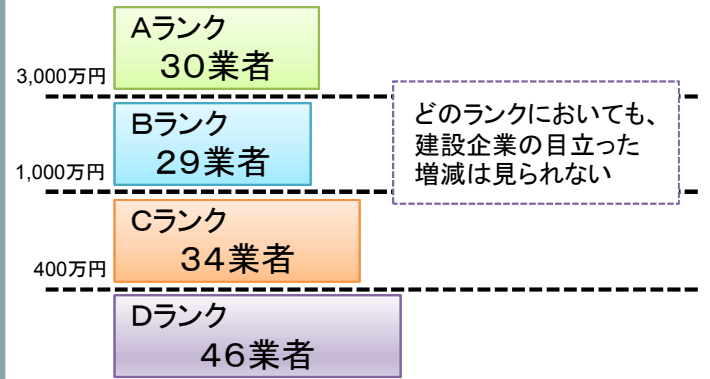
D市 (大)

- ① 人口規模: 約25万人 → 約25万人
- ② 事業者数: 約1,000業者 → 約1,000業者
- ③ 建設事業費: 約110億円 → 約120億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



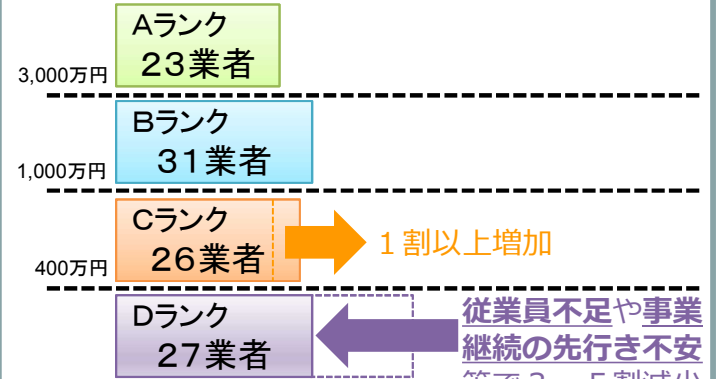
E市 (大)

- ① 人口規模: 約25万人 → 約25万人
- ② 事業者数: 約1,000業者 → 約900業者
- ③ 建設事業費: 約100億円 → 約110億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



F市 (大)

- ① 人口規模: 約15万人 → 約15万人
- ② 事業者数: 約600業者 → 約500業者
- ③ 建設事業費: 約100億円 → 約90億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)

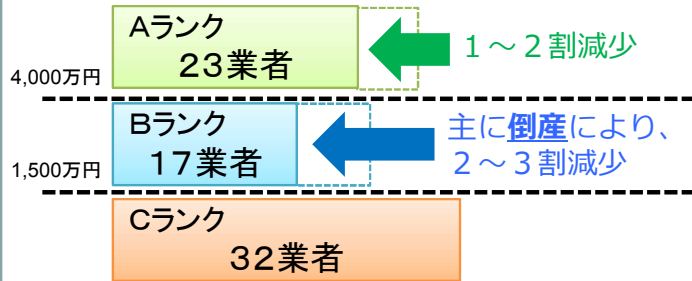


G市 中

※ 平成18年から平成28年の10年間の増減とその理由

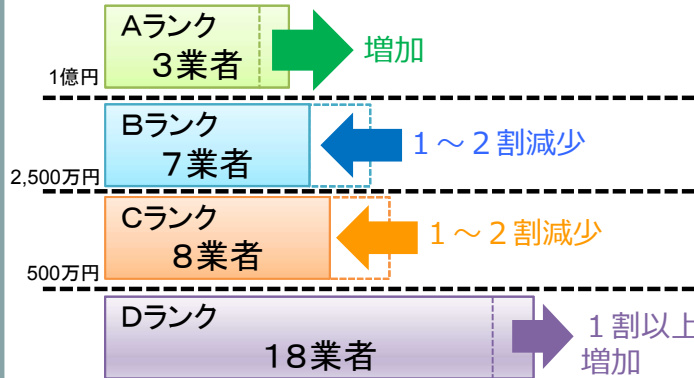
(H21年度) (H27年度)

- ① 人口規模: 約10万人 → 約10万人
- ② 事業者数: 約430業者 → 約350業者
- ③ 建設事業費: 約90億円 → 約110億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



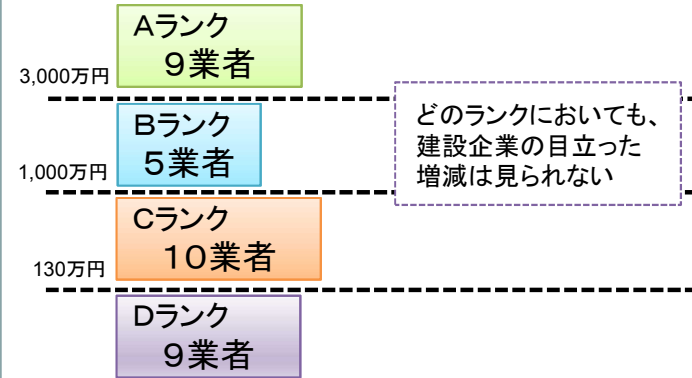
H町 中

- ① 人口規模: 約3万人 → 約3万人
- ② 事業者数: 約110業者 → 約100業者
- ③ 建設事業費: 約22億円 → 約23億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



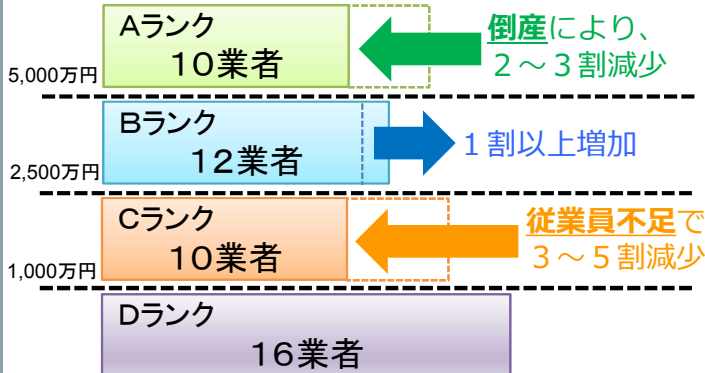
I町 中

- ① 人口規模: 約2万人 → 約2万人
- ② 事業者数: 約110業者 → 約90業者
- ③ 建設事業費: 約20億円 → 約22億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



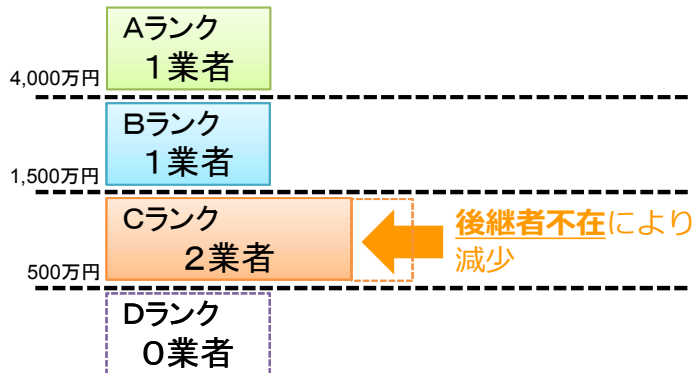
J町 中

- ① 人口規模: 約14,000人 → 約12,000人
- ② 事業者数: 約120業者 → 約110業者
- ③ 建設事業費: 約10億円 → 約9億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



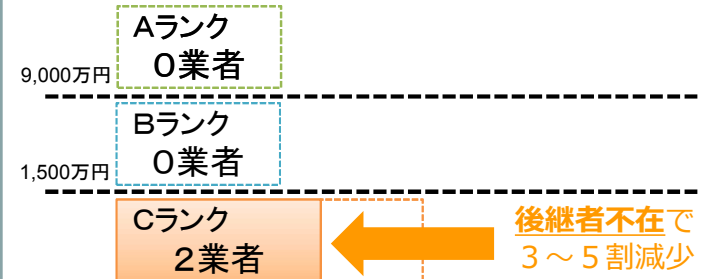
K村 小

- ① 人口規模: 約3,000人 → 約2,500人
- ② 事業者数: 約20業者 → 約15業者
- ③ 建設事業費: 約4億円 → 約4.5億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



L村 小

- ① 人口規模: 約850人 → 約800人
- ② 事業者数: 2業者 → 2業者
- ③ 建設事業費: 約4億円 → 約3.5億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)

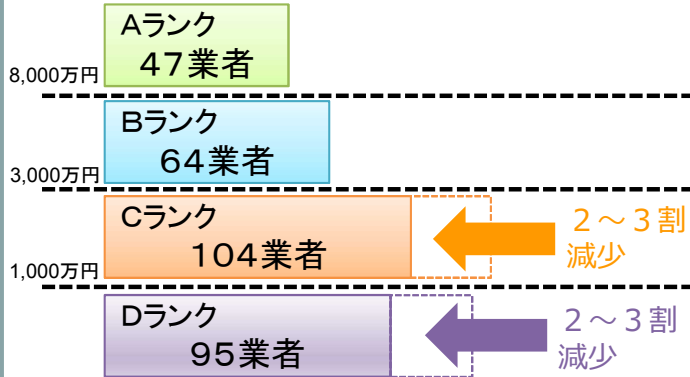


M市 (大)

※ 平成18年から平成28年の10年間の増減とその理由

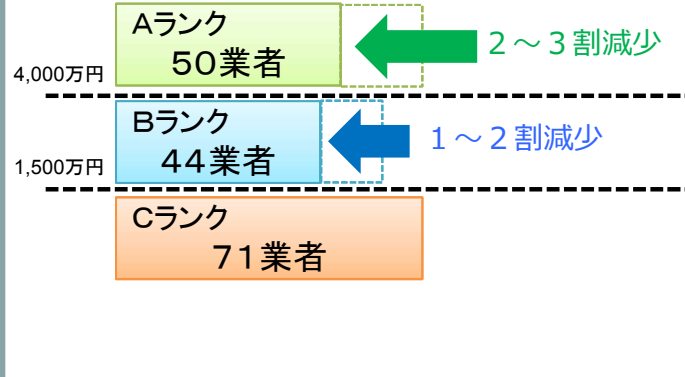
(H21年度) (H27年度)

- ① 人口規模: 約35万人 → 約35万人
- ② 事業者数: 約1,600業者 → 約1,400業者
- ③ 建設事業費: 約150億円 → 約160億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



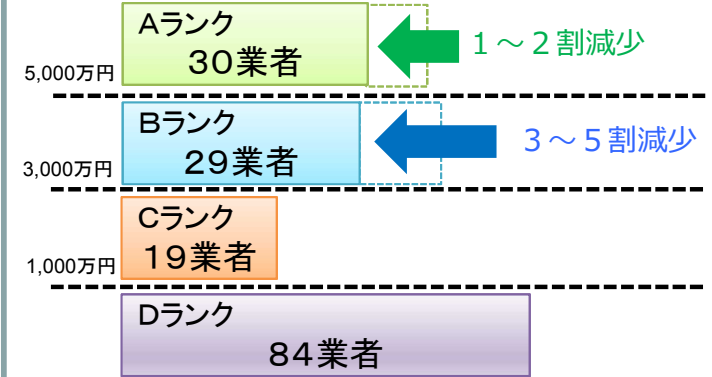
N市 (大)

- ① 人口規模: 約15万人 → 約20万人
- ② 事業者数: 約700業者 → 約700業者
- ③ 建設事業費: 約120億円 → 約80億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



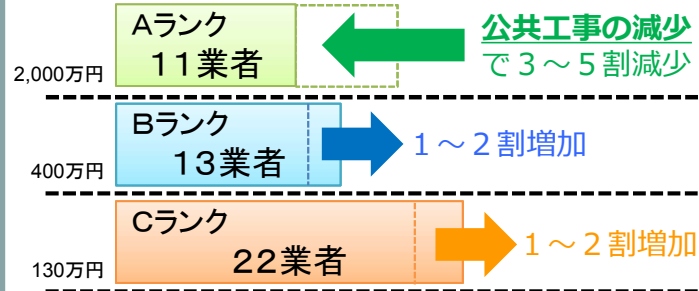
O市 (大)

- ① 人口規模: 約20万人 → 約15万人
- ② 事業者数: 約750業者 → 約600業者
- ③ 建設事業費: 約110億円 → 約150億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



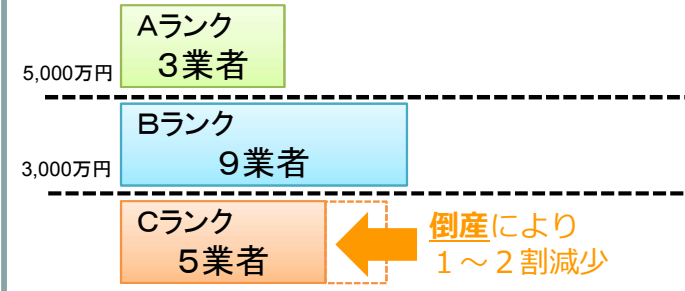
P市 (中)

- ① 人口規模: 約5万人 → 約5万人
- ② 事業者数: 約200業者 → 約200業者
- ③ 建設事業費: 約23億円 → 約27億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



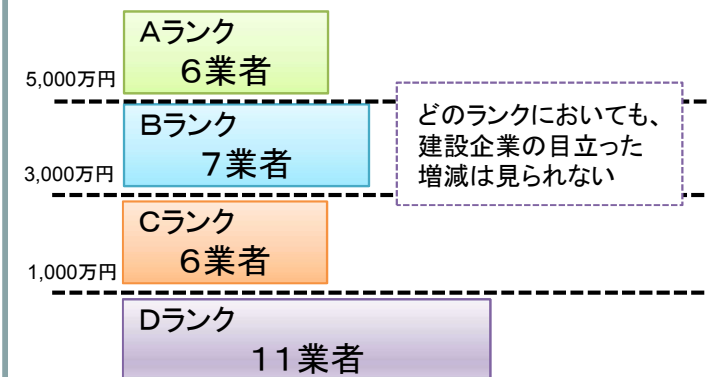
Q市 (中)

- ① 人口規模: 約40,000人 → 約35,000人
- ② 事業者数: 約150業者 → 約100業者
- ③ 建設事業費: 約20億円 → 約30億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



R市 (中)

- ① 人口規模: 約35,000人 → 約35,000人
- ② 事業者数: 約100業者 → 約100業者
- ③ 建設事業費: 約17億円 → 約19億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)

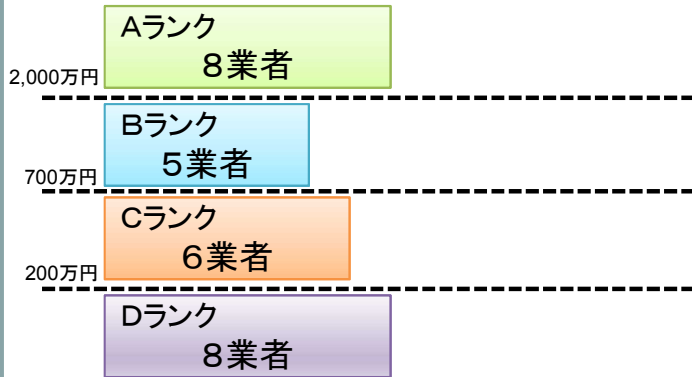


S町 中

※ 平成18年から平成28年の10年間の増減とその理由

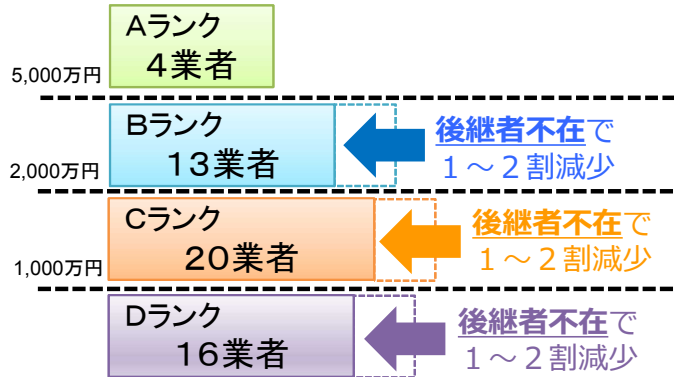
(H21年度) (H27年度)

- ① 人口規模: 約25,000人 → 約25,000人
- ② 事業者数: 約120業者 → 約110業者
- ③ 建設事業費: 約18億円 → 約19億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



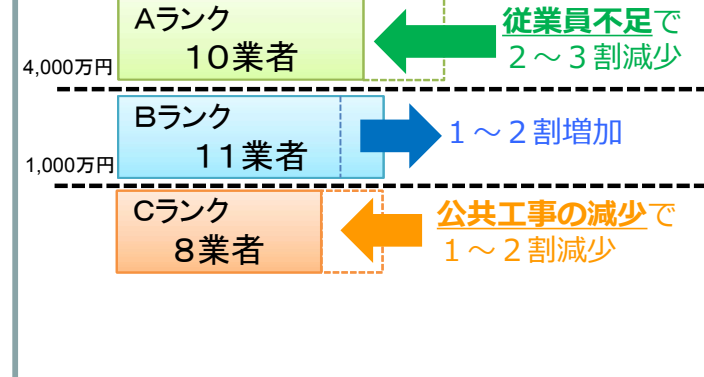
T市 中

- ① 人口規模: 約15,000人 → 約15,000人
- ② 事業者数: 約100業者 → 約80業者
- ③ 建設事業費: 約25億円 → 約15億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



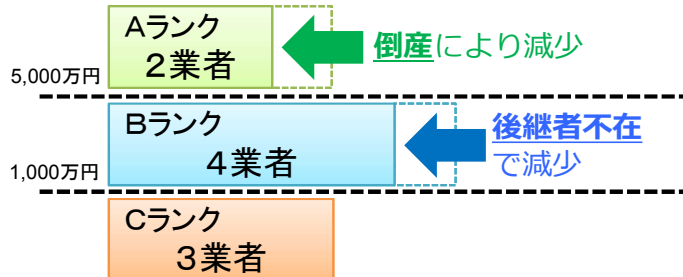
U町 中

- ① 人口規模: 約12,000人 → 約11,000人
- ② 事業者数: 約60業者 → 約50業者
- ③ 建設事業費: 約25億円 → 約19億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



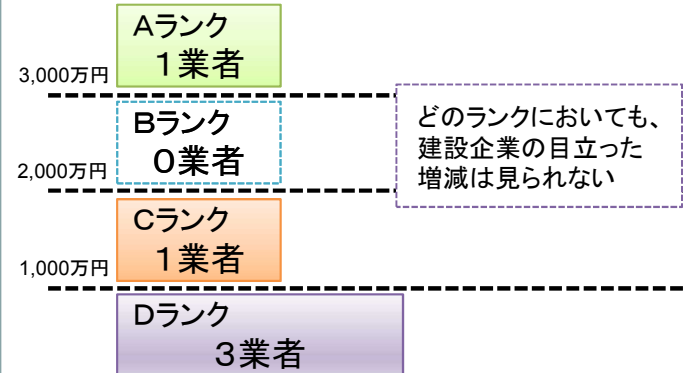
V町 小

- ① 人口規模: 約4,000人 → 約3,500人
- ② 事業者数: 約20業者 → 約20業者
- ③ 建設事業費: 約4億円 → 約6億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)



W町 小

- ① 人口規模: 約2,500人 → 約2,500人
- ② 事業者数: 9業者 → 8業者
- ③ 建設事業費: 約12億円 → 約26億円
- ④ ランク別の建設企業の状況(※)

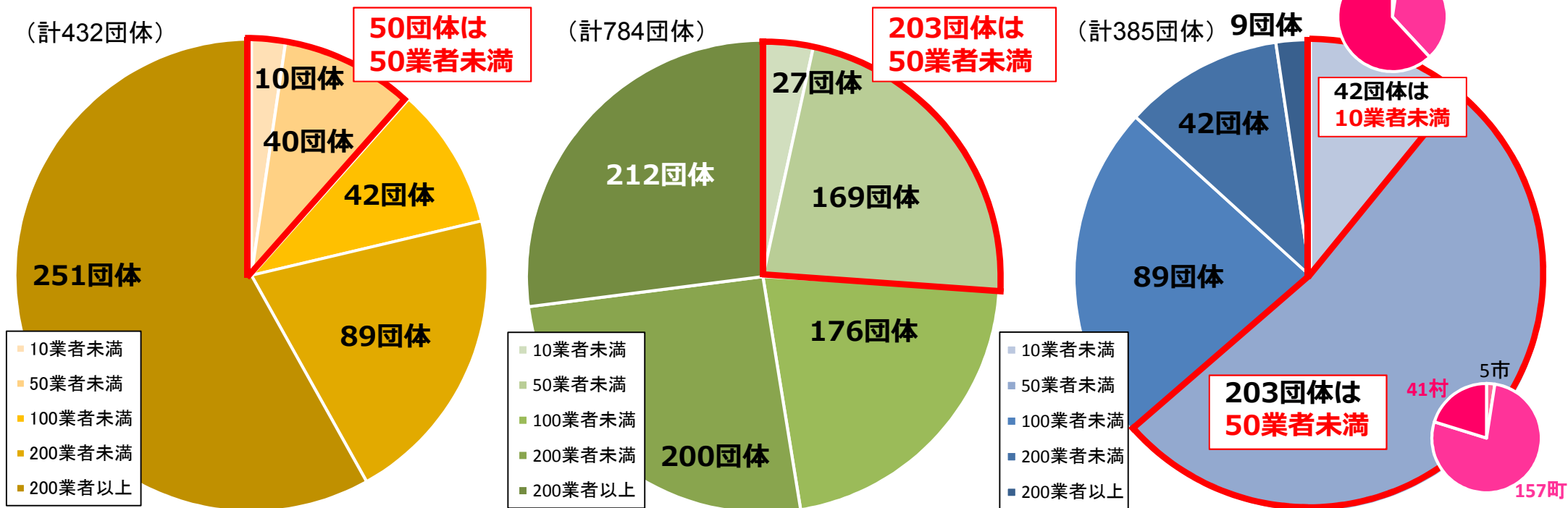


○ 将来的な人口減少率が高い市区町村ほど、足許では管内の建設企業が少ない傾向。

■ 人口減少率別の市区町村の割合（2010年実績値と2040年推計値との比較）



■ 管内業者数別の人口減少市区町村の割合（管内に主たる営業所を有する業者数（H27.3末時点））



出所：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（平成24年1月推計）」、
（一財）建設業情報管理センター提供資料を基に作成

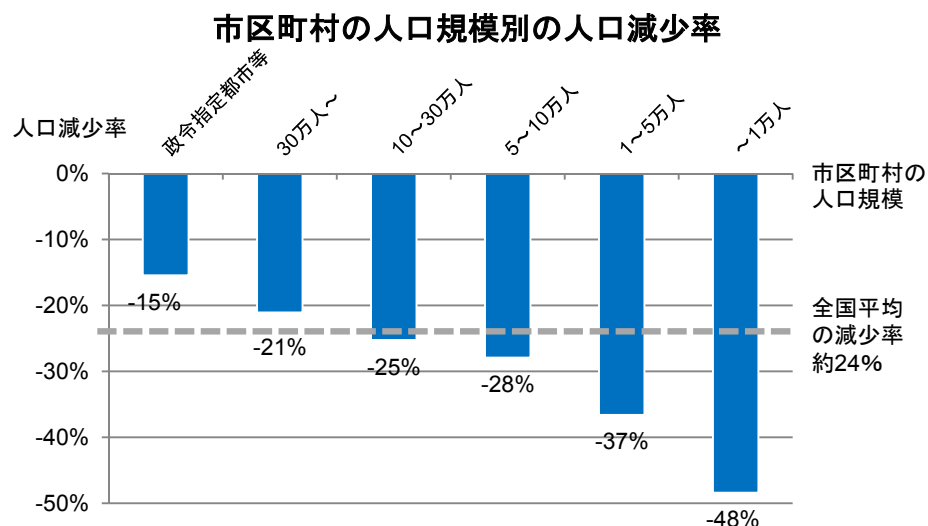
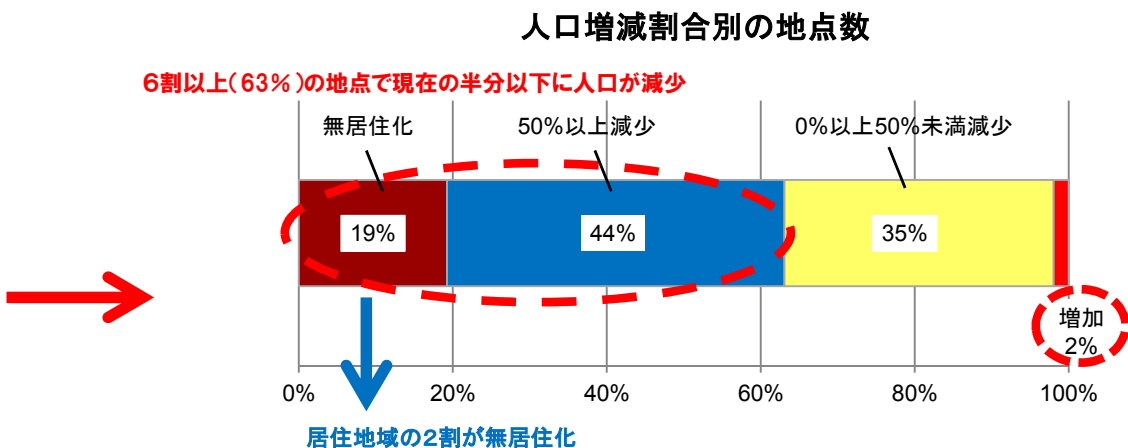
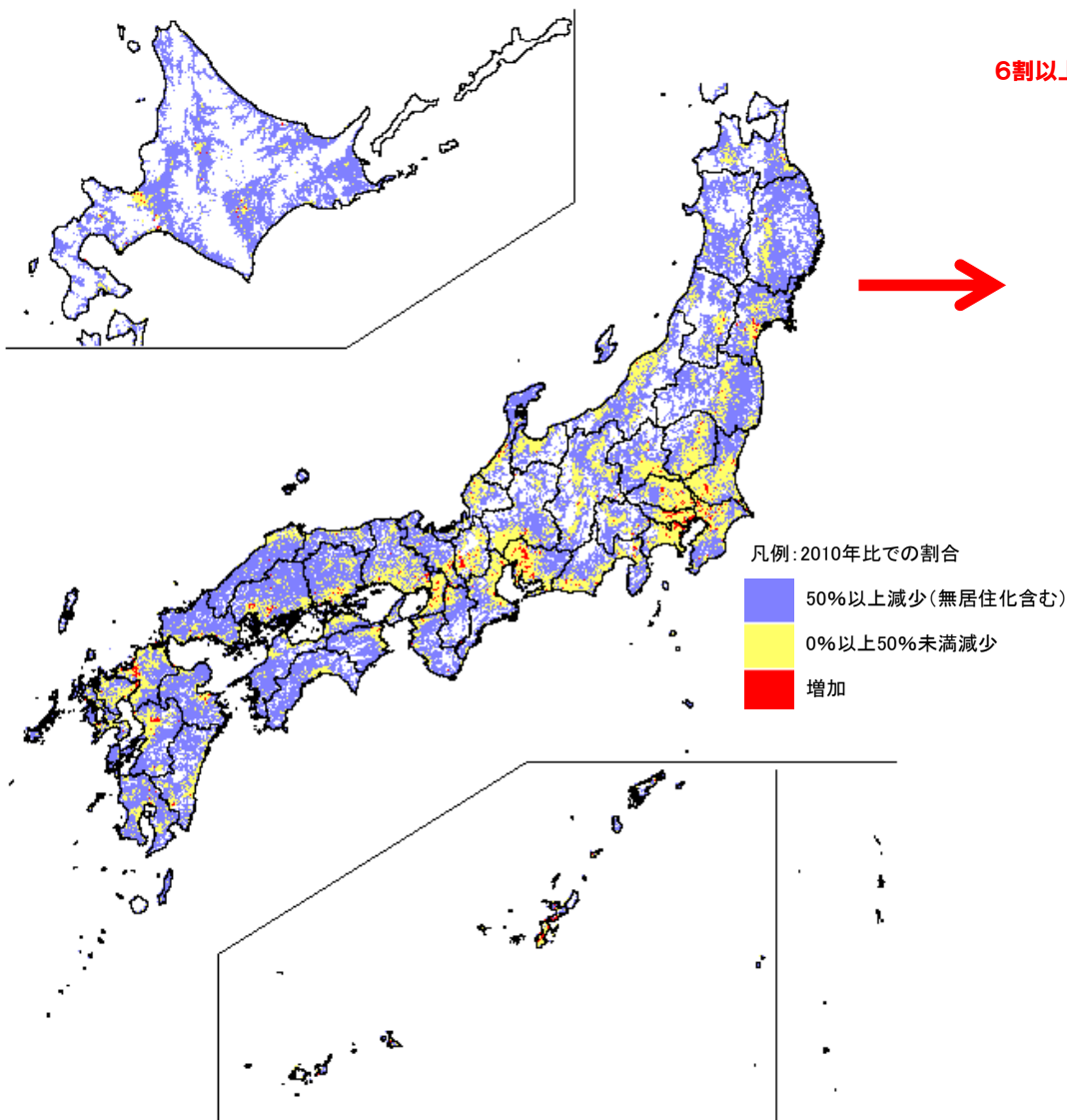
※ 市町村別の将来推計人口が公開されていない福島県内の市町村を除く

2050年の人口増減状況

※ 国土交通省「国土のグランドデザイン2050」参考資料より抜粋

- 全国を《1km²毎の地点》で見ると、**人口が半分以下になる地点が現在の居住地域の6割以上**を占める（※現在の居住地域は国土の約5割）。
- 人口が増加する地点の割合は約2%であり、主に大都市圏に分布している。**
- 《市区町村の人口規模別》にみると、**人口規模が小さくなるにつれて人口減少率が高くなる傾向**が見られる。特に、現在人口1万人未満の市区町村ではおよそ半分に減少する。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】

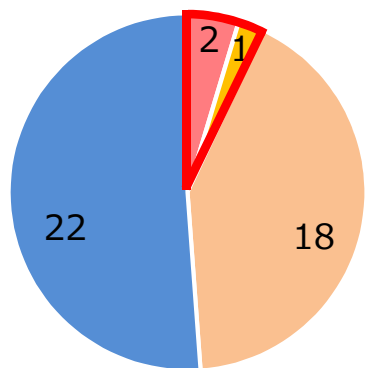


(出典) 総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値により作成。

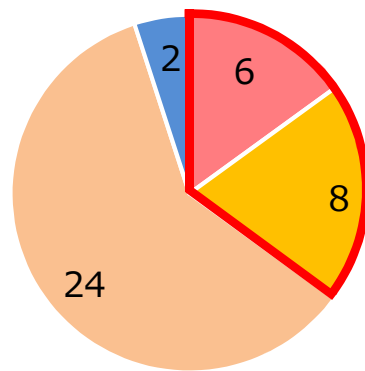
■ 全域で不足 ■ 大部分で不足 ■ 一部で不足 ■ 不足は見られない

都道府県

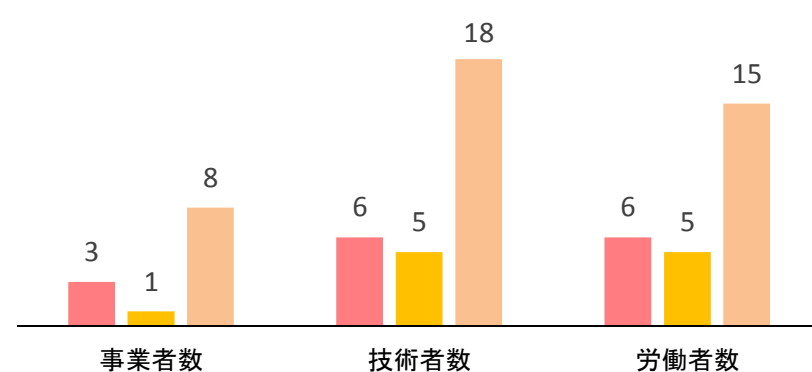
<現在における過不足状況>



<10年後における過不足状況>

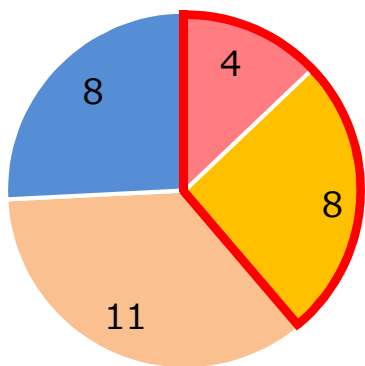


<10年後、特に懸念されるもの(複数回答)>

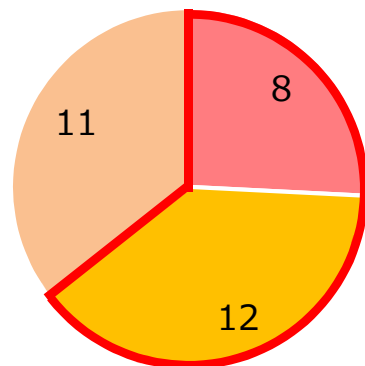


建設業団体

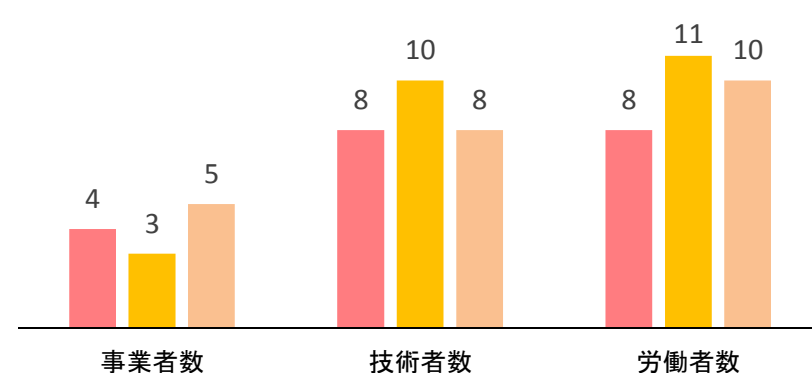
<現在における過不足状況>



<10年後における過不足状況>

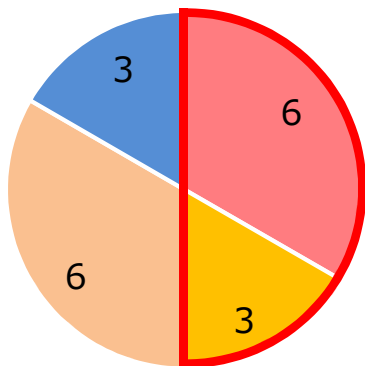


<10年後、特に懸念されるもの(複数回答)>

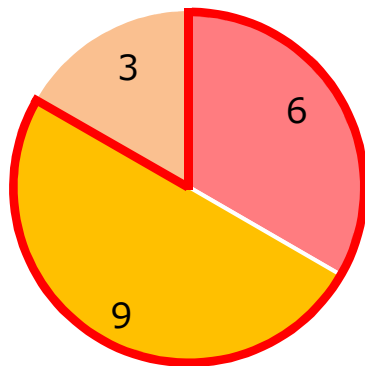


建設企業

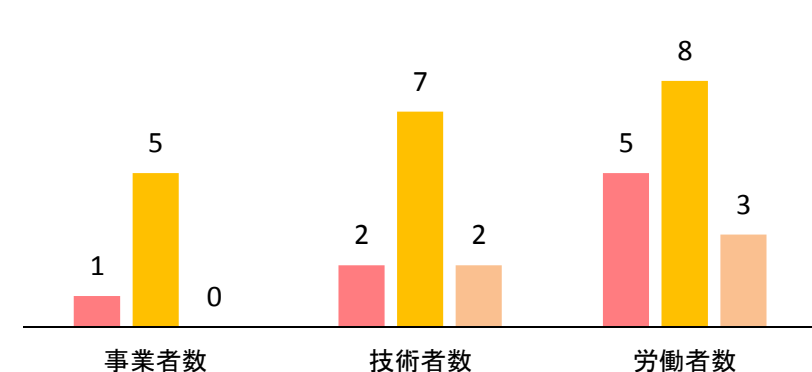
<現在における過不足状況>



<10年後における過不足状況>



<10年後、特に懸念されるもの(複数回答)>

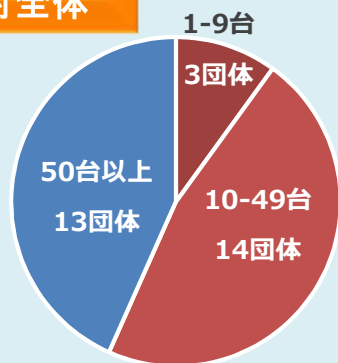


※ グラフ内の数字は団体数(回答を得られた団体のみ集計)

- 市町村レベルでは、積雪の多く見られる地域の約4割の団体では50台以上の除雪機械を稼働できる体制にあるが、中小規模の団体では50台未満しか稼働できない団体が太宗。
- また、除雪機械を最も多く所有している主体は、市町村や建設企業の場合が多い。

除雪機械の最大稼働台数

市町村全体

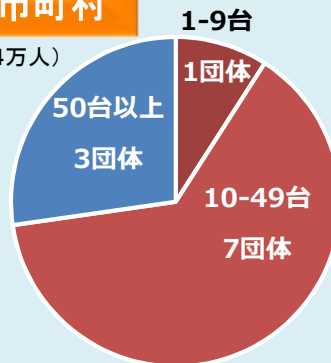


(n=30)

最大所有主体	市町村	建設会社	リース会社
1-9台	0団体	3団体	0団体
10-49台	7団体	7団体	0団体
50台以上	2団体	9団体	2団体

中規模市町村

(人口5千人~4万人)

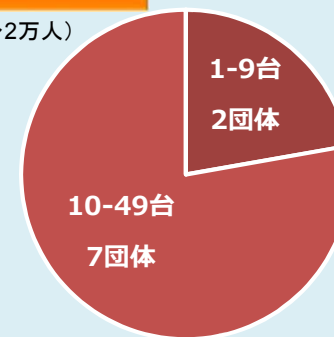


(n=11)

最大所有主体	市町村	建設会社	リース会社
1-9台	0団体	1団体	0団体
10-49台	2団体	5団体	0団体
50台以上	1団体	1団体	1団体

小規模市町村

(人口500人~2万人)



(n=9)

最大所有主体	市町村	建設会社	リース会社
1-9台	0団体	2団体	0団体
10-49台	5団体	2団体	0団体

除雪体制に関する市町村の認識

- 除雪機械の更新を行わない企業やオペレーターが不足している会社が多く、管内の除雪業者の確保に苦慮
- 除雪作業量は冬期の天候に左右されるため、暖冬の年は1年を通じた除雪機械の維持管理費用が業者の経営を圧迫することもある
- 降雪量は毎年異なるため、発注者側も除雪費用の安定的な見通しを確保することが困難であり、年度ごとのばらつきが大きい
- 除雪業者の小規模化や除雪機械の保有台数の減少などにより、除雪作業に要する日数が増加傾向にあり、除雪作業の遅れが懸念
- 自治体が抱えている除雪作業員の高齢化が進んでおり、退職後のオペレーターの確保や技術の継承が課題となっている

地域インフラが抱える課題

<地方自治体の問題意識>

- ・ 地域のインフラ施設の老朽化の進行に伴い、維持管理に要する人員面・予算面の手当が必要
- ・ 災害時の緊急出動など、迅速に対応できる体制確保が課題

<建設業団体、建設企業からの意見や要望>

- ・ 積算と実際の費用（諸経費等）との間に乖離があり、採算性を確保するのが難しい
- ・ 日ごとに作業量が異なり、適切な人員配置が困難
- ・ 除雪業務は降雪量によって作業量が大きく変動するため、待機費用や維持管理費用の負担が重く、採算性が確保しにくい
- ・ 安定した経営を行うためには、年間を通じた業務量の平準化が必要



公共発注者の対応例

<都道府県の対応例>

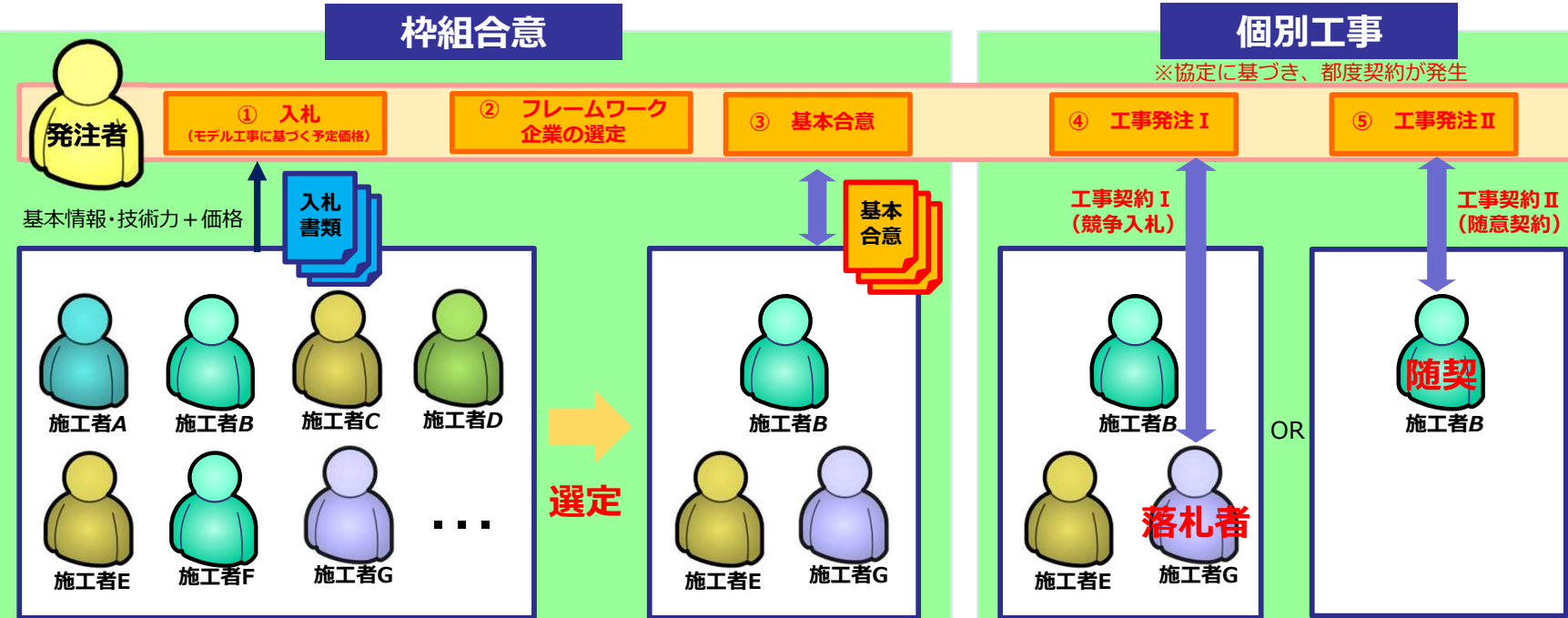
- ・ 除雪業務については待機費用や機会費用、重機の保険料等を別途計上
- ・ 地域維持型契約方式の活用により、複数年契約や維持管理業務と修繕工事の包括発注を実施
- ・ インフラの老朽化の予防・保全を図るため、ICTや住民参画を活用した管理手法を導入

<市町村の対応例>

- ・ 除雪業務については最低保障料金の支払に加え、重機の購入補助を実施
- ・ 建設企業の負担軽減を図るため、出来形管理や写真管理の頻度を必要最小限まで削減
- ・ 発注時期の平準化を図るとともに、分離・分割発注により受注機会を確保

枠組協定(Framework Agreement)の概要

一定期間内に行う複数の事業について、あらかじめ入札で選定された業者の中から個別契約できる旨の協定を結ぶ方式 ※EU公共調達指令(2004年改正)



期待される効果

- 受発注者の事務負担の軽減
- 受発注者間の良好なパートナーシップ形成
- 複数年にわたり受注者が計画を立てやすいため、企業経営の安定化に寄与

課題

- 協定から除外された企業が、競争に参加できない
- 協定内での競争入札に勝てない企業が、競争モチベーションを失ってしまう可能性

- 企業の**基本情報** (法務、財務、安全衛生) や**技術力** (品質、過去の実績、担当者の資格)、**入札価格**を踏まえ、枠組協定を締結する**企業を選定**。
- 協定の期間は、原則として**4年を超えてはならない**。
- 一事業者と協定を締結する場合、協定に**明示された条件に限定して** (発注) 契約することが必要。
- 複数業者と協定を締結する場合、**3者以上**であることが必要。

※ EU公共調達指令で規定されている

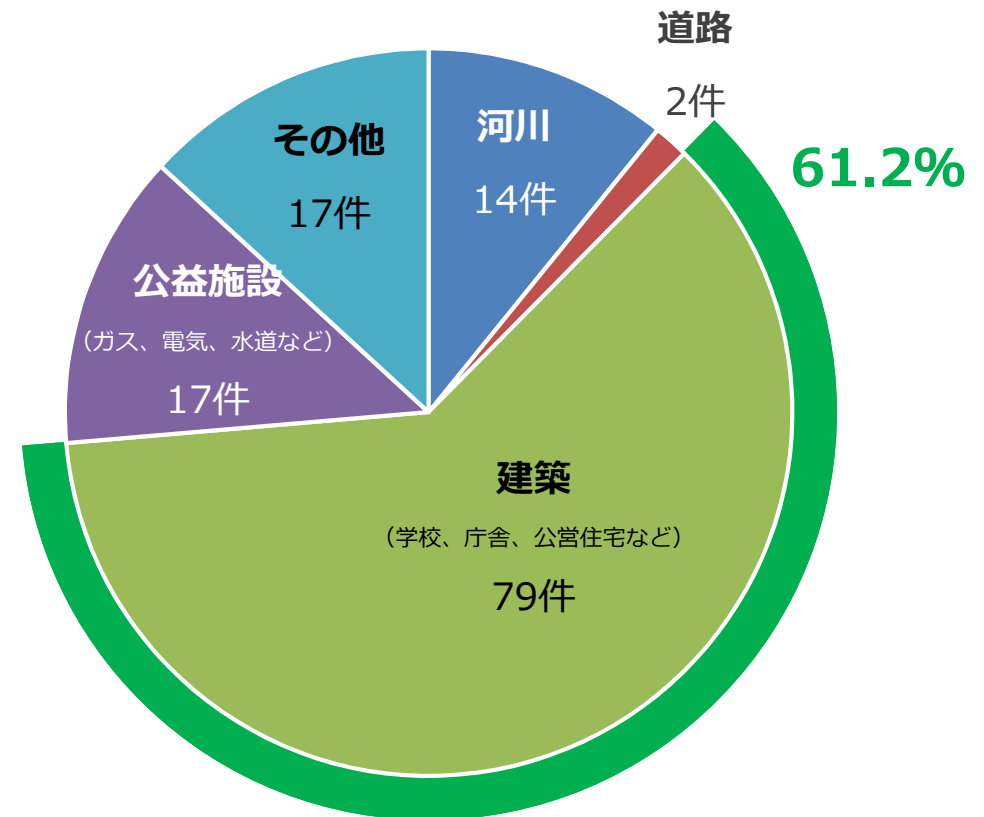
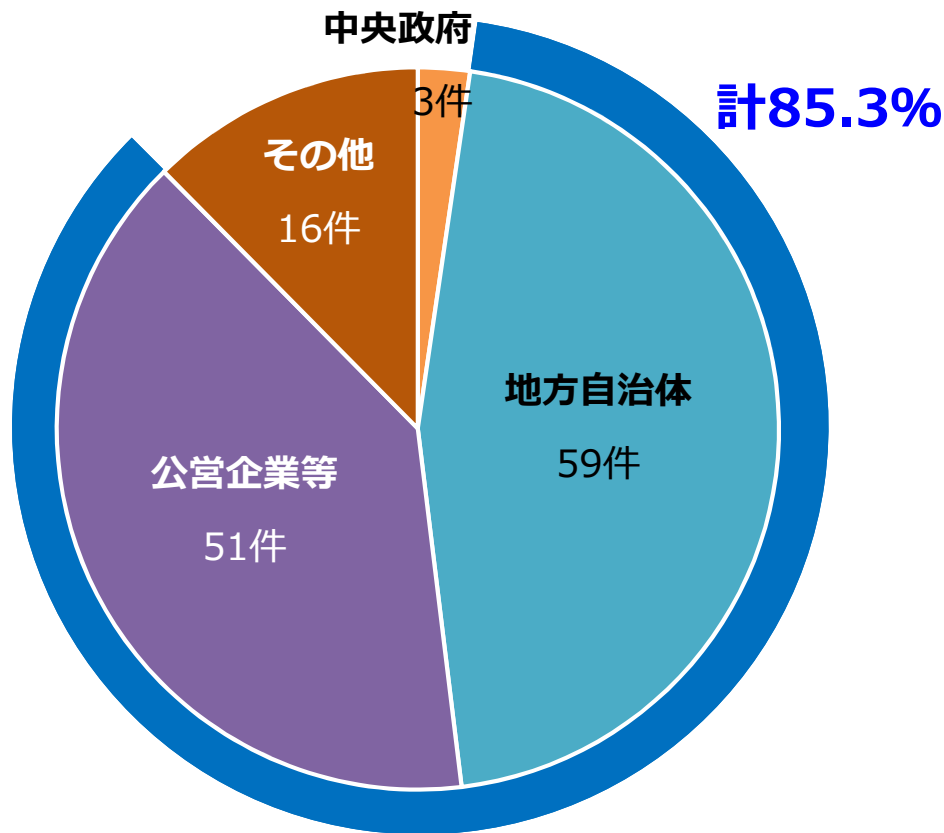
- **個別工事の発注**において、協定締結企業の中から**受注者を選定** (競争入札や随契)。
- **価格提案のみを提出** (企業の技術力や財務状況は、協定締結の時点で評価)。
- 随意契約の条件や受注者の特定方法、次順位者への移行方法等については、協定締結の際に明示。

※ 同左

- 枠組協定を導入しているEU内の発注機関は地方自治体や公営企業等が多く、全体の8割以上。
- 他方で、事業分野については建築関係の案件が多い(約6割)。

■ 枠組協定案件を発注している機関の内訳

■ 枠組協定案件の事業分野の内訳

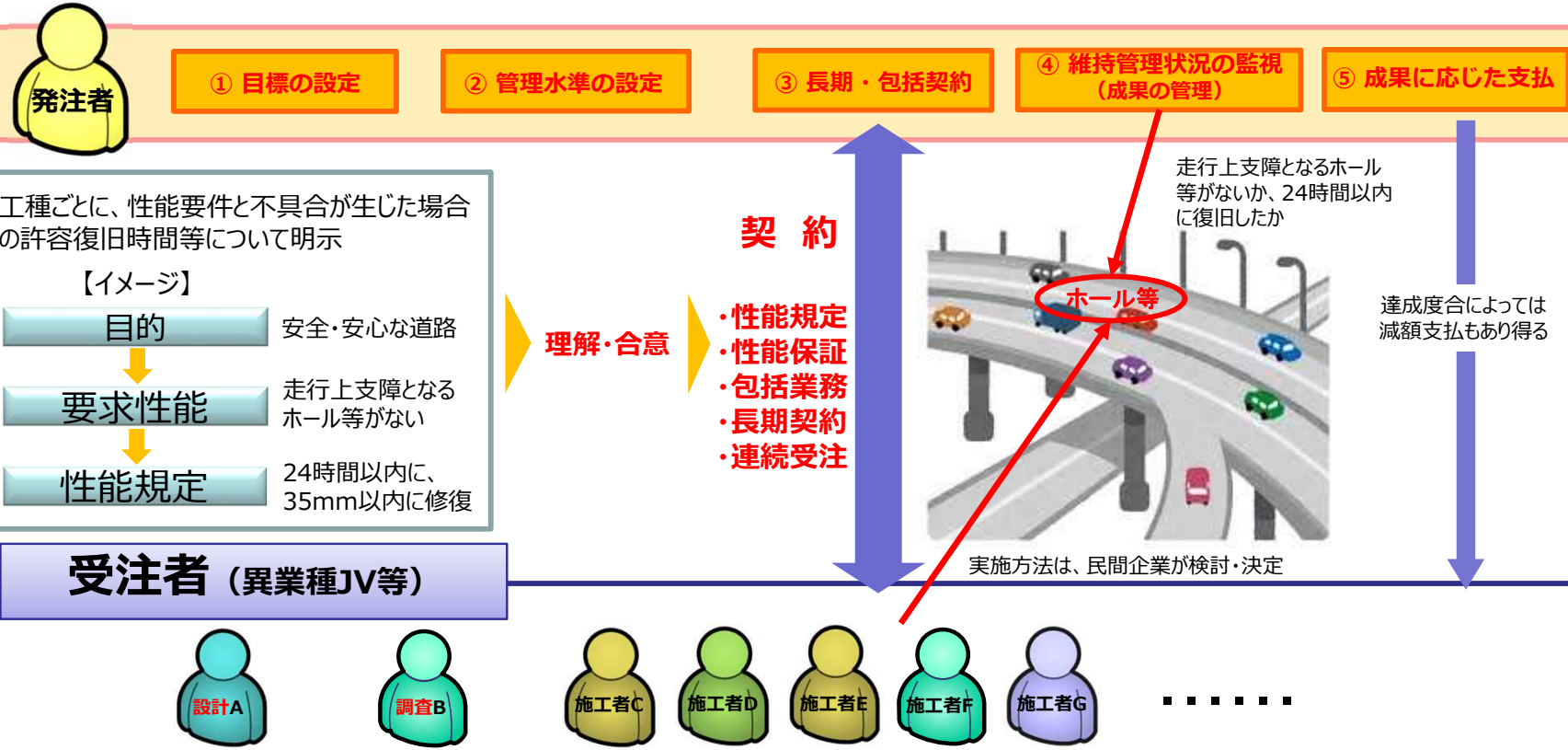


※ 500万ユーロ(6億5,000万円)以上の公共工事が掲載されるEUの公告HP (Tenders Electronic Daily)において、2013年の1年間の間に落札された案件(129件)を対象としている

出所: (一社)国際建設技術協会「海外における包括的調達手法に関する調査業務報告書」(平成26年)を基に作成

性能規定型維持管理契約(Performance-Based Maintenance Contracting)の概要

発注者があらかじめ規定した管理水準を確保するため、受注者が自らのノウハウや創意工夫を活かして維持管理の効率化を図る方法



期待される効果 (Expected Effects)

- 維持管理費用の縮減 (Reduction of maintenance costs)
- 管理水準の安定的な維持 (Stable maintenance level)
- 客観的な管理水準の設定 (Objective setting of maintenance level)
- 担い手の育成 (Development of contractors)

課題 (Issues)

- 性能基準の適切な設定が必要 (Proper setting of performance standards is required)
- 受発注者間のリスク分担の明確化が必要など (Clarification of risk sharing between client and contractor is required, etc.)

- 道路施設等の供用中の性能だけを規定し、その管理水準を発注者が明示。管理水準の達成度合に応じて支払。
→ 作業時期、設計方法、新たな技術や材料の採用、施工・管理に関する事項等は、原則として受注者の責任において決定。工事等における工法や手順を具体的に規定した「仕様」や、受注者が作業に投入した機材・労務等の「数量」に基づかない。
- 維持管理業務は、日常管理と修繕業務に区分。日常業務の全てのメンテナンス作業を包括的かつ長期的に総価契約するのが一般的。修繕業務も契約に含まれている場合、工事内容に応じて別途支払。

- 地域の活性化や安全・安心の確保のために、地域建設業に期待される役割はどのようなものか。
- 地域建設業が期待される役割を今後も果たしていくためには、どのような取組や制度が求められるか。

1 地域インフラの担い手

- 地域の守り手として、地域インフラを整備・維持管理
- インフラの維持管理を日常的に行うことにより、地域防災力を確保

2 災害時の応急対応

- 災害時は公共発注者と緊密に連携し、迅速な応急復旧を支援
- 災害現場では、地域の安全確保という発注者の「公務」に協力

3 地域経済の中心

- 特に地方部では、建設業は基幹産業であるとともに雇用の受け皿
- 建設企業の積極的な事業展開により、地域活性化に寄与

受発注者の枠組みを超えて、地域の安全・安心の確保など、献身的に公務に協力する建設企業の位置付けについて検討すべきではないか。

地域経済の活性化や雇用の受け皿としての建設業の振興策について、市町村の積極的な取組が期待されるのではないか。

共同受注(JV、組合等)に関する意見

<都道府県からのアンケート結果>

(意見)

- ・ 安定的な受注機会の確保により、人員や資機材を計画的に調達することが可能
- ・ 中小・中堅建設企業における担い手の確保や技術力の向上に寄与
- ・ 災害時の柔軟な対応や相互補完が可能

(課題)

- ・ 落札者の偏りによる受注機会の喪失が懸念されるため、競争性の確保を図る必要
- ・ JVの代表企業の負担が大きくなる傾向にあり、構成者間の業務分担が難しい

<市町村からのアンケート結果>

- ・ 管内の建設企業の減少を防ぐためにも、共同受注の取組は重要
- ・ 競争性の確保を図る観点からは、単体発注を基本とすべきではないか
- ・ JVは規模の大きな工事を対象としているが、管内にはそういった工事が少ない

<建設業団体、建設企業からのアンケート結果>

(意見)

- ・ 災害時の相互応援が可能となり、応急復旧の体制確保に寄与
- ・ 事業の中長期的な見通しやリスクの分担を図ることが可能

(課題)

- ・ 建設企業の数が増えている地域では、特段必要ないのではないか
- ・ 特定の建設企業に受注が偏らないよう、競争性の確保に配慮することが必要
- ・ 幹事企業の負担が大きくなり、構成者の負担度に不均衡が生じるおそれ

公正・公平に配慮しつつ、安定的・包括的に維持管理業務を行うことに相応しい体制はどのようなものか。

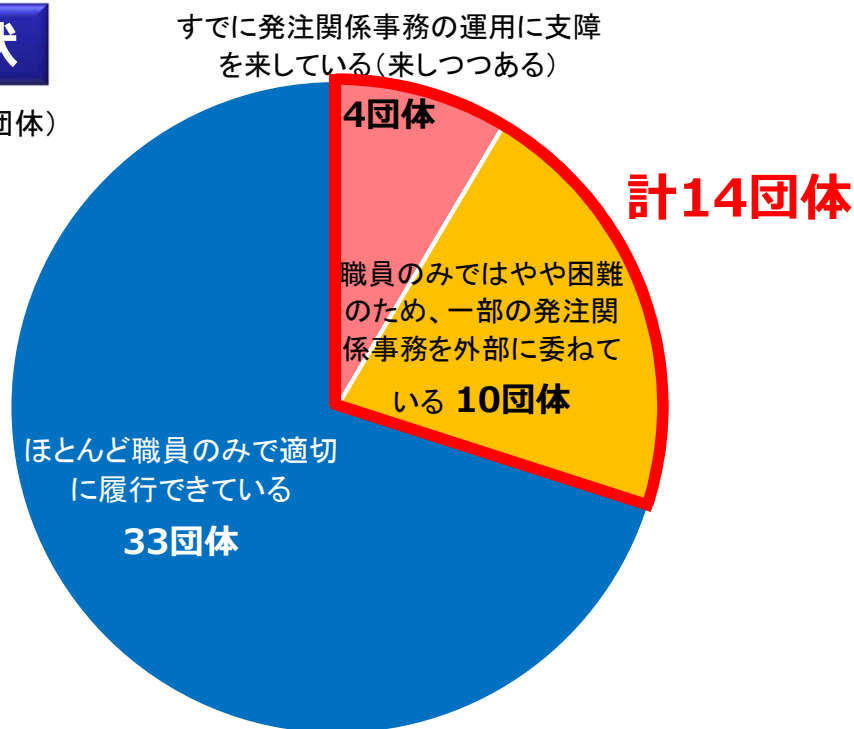
海外の事例も参考に、予め枠組みについて合意した上で、個別に契約できるような制度の検討を進めるべきではないか。

共同受注のメリットや課題等を整理した上で、馴染みやすいケースについては、共同受注を進めるべきではないか。

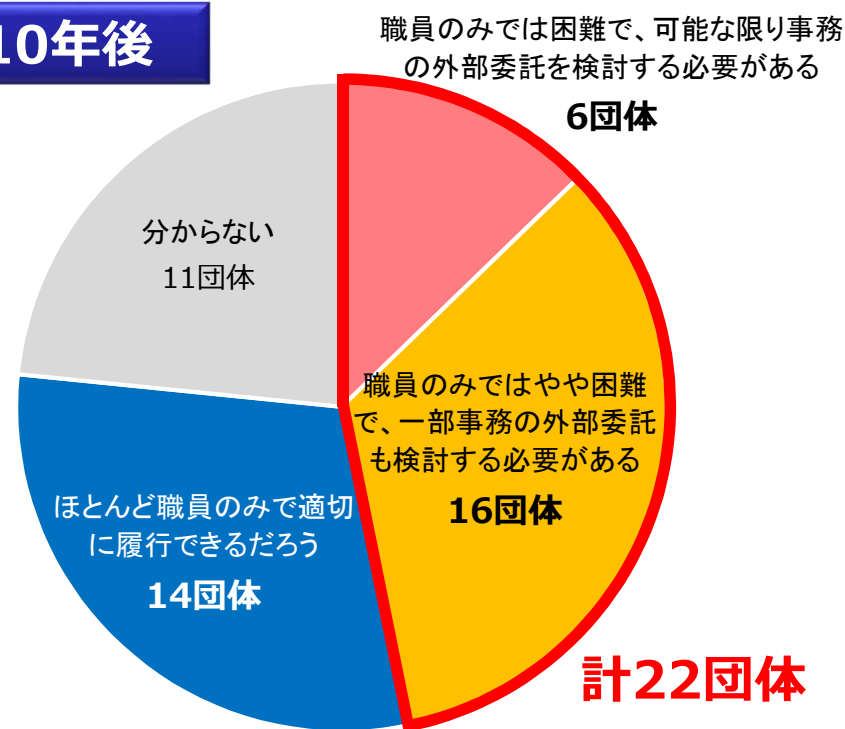
現状及び将来の発注体制についての懸念

現状

(計47団体)



10年後



民間コンサル等を活用した発注体制の補完について

- 今後、技術職員の減少に伴って発注体制の維持・確保が困難になると考えられるため、民間企業等を活用した発注体制の補完は有効であるが、守秘義務が生じる案件の取扱いには注意が必要
- 現有する技術職員だけで発注関係事務を適切に履行することが困難な場合には、積極的に民間企業等を活用することが必要と考えられるが、その結果、現有する技術職員の技術力の低下を招く懸念もある
- 発注関係事務は多種多様であるところ、その外部委託を検討するに当たっては、コストや事務作業量を大きく削減できるものを対象とすることが重要

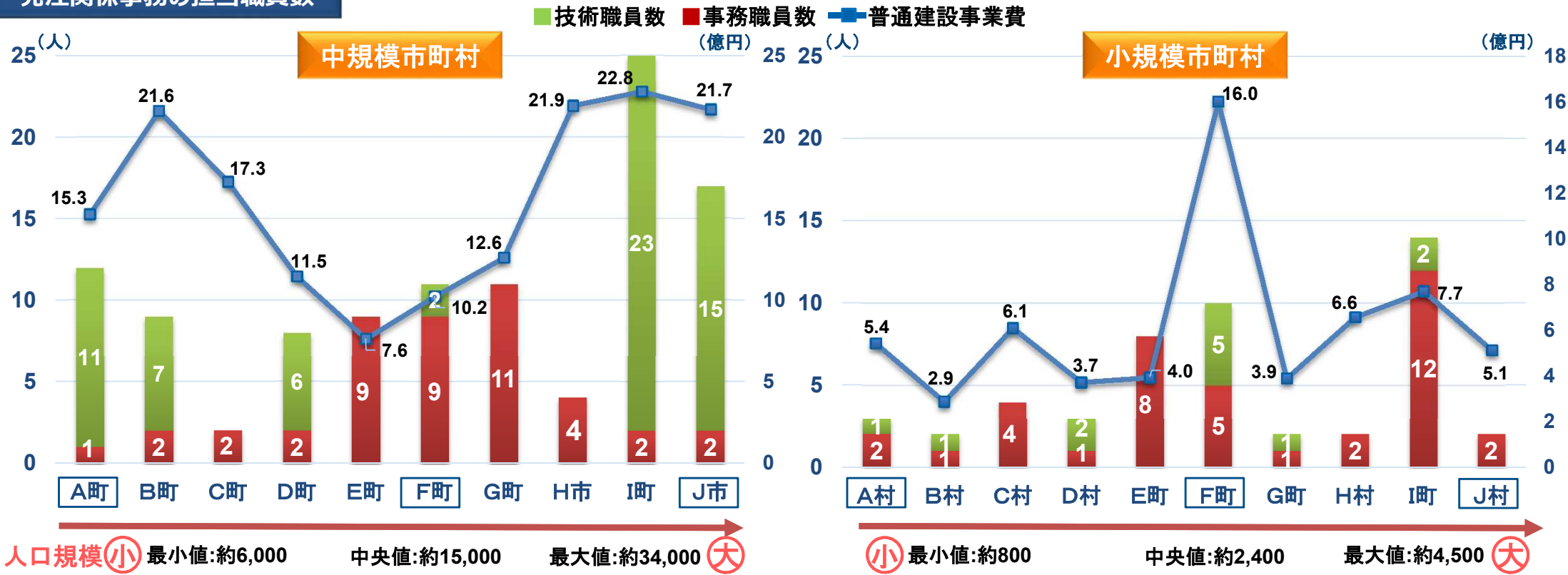
発注権限などの民間委託について

- 大規模災害からの復旧・復興やPPP・PFIなど、高度な専門性や特殊なノウハウを要する場合には有効な手法であるが、CM会社等の民間企業に過度に依存すると、自治体の技術職員に専門性が身につかないおそれ
- 民間委託は発注関係事務の手続を不透明化するおそれもあることから、導入に当たっては情報漏洩の防止や公正・公平な入札契約手続の確保を図ることが重要

発注関係事務の共同化について

- 管内市町村の発注体制を補完する観点からは、発注関係事務を共同で行うことにより技術力の向上・継承を支援することが必要

発注関係事務の担当職員数



将来の発注体制についての懸念や課題等

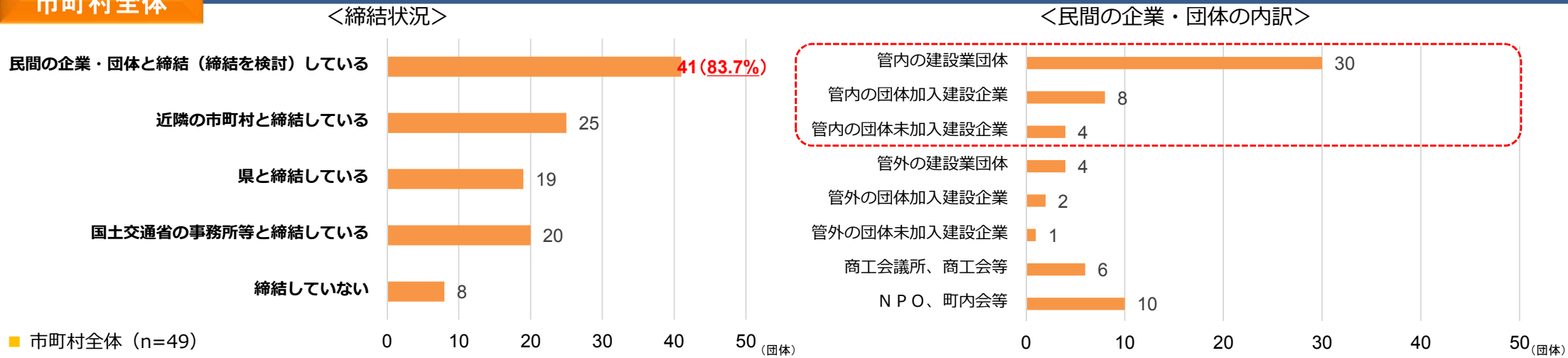
- 最小限の人員で対応しているところ、災害時などの一時的な工事発注量の増加に対応できないおそれ
- 現在、事務職員だけで発注関係事務を行っているところであり、専門的な判断が難しい場面に遭遇することもある
- 技術職員の年齢構成に偏りがあり、今後、専門知識を有する職員の大量離職に備え、若年職員にどのように技術などを継承していくかが課題
- 将来的に技術職員がいなくなると想定しており、今後、技術職員を計画的に採用することが重要と認識
- 技術職員の採用活動を行っても定員割れが続き、今後の担い手確保に懸念

民間コンサル等を活用した発注体制の補完について

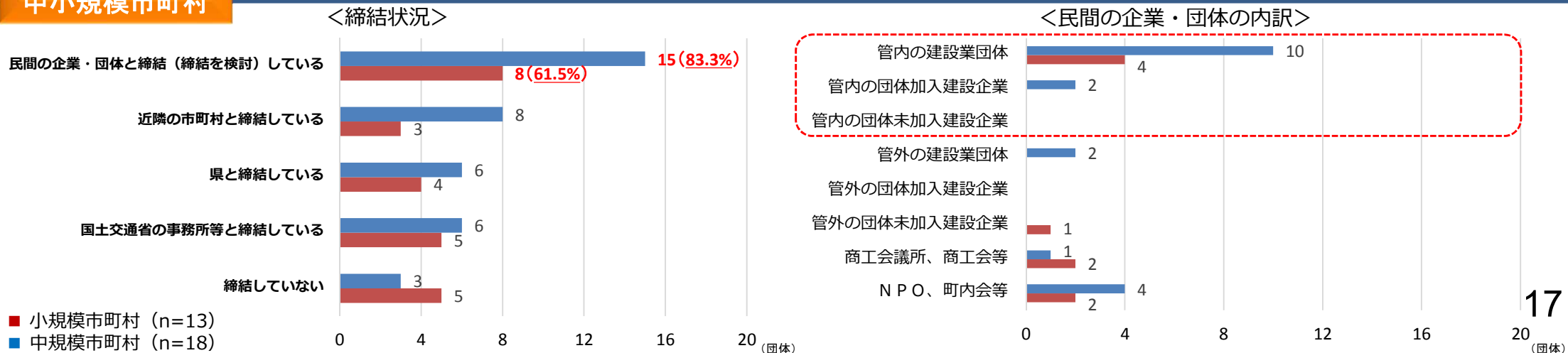
- 全ての発注関係事務を市町村単独で行うことは困難であることから、橋梁点検などの技術力を要する分野で民間コンサルを活用している
- 現在、職員の再任用や外郭団体の活用等により発注関係事務に対応しているが、民間委託については検討中
- 発注関係事務を担当している職員が減少している中、現時点においても、一部の事務を外部委託しているところであるが、今後更なる拡大を図っていくことも必要になるのではないか
- 将来的には全ての発注関係事務を市町村単独で行うことは困難になると想定しているところ、CM会社等の活用も検討すべきではないか

- 市町村レベルでは、約8割の自治体が民間の企業や団体と災害協定を締結しているが、その割合は小規模自治体ほど減少する傾向。
- また、締結先は管内の建設企業・建設業団体が多く、管外と連携している自治体は少数。

市町村全体

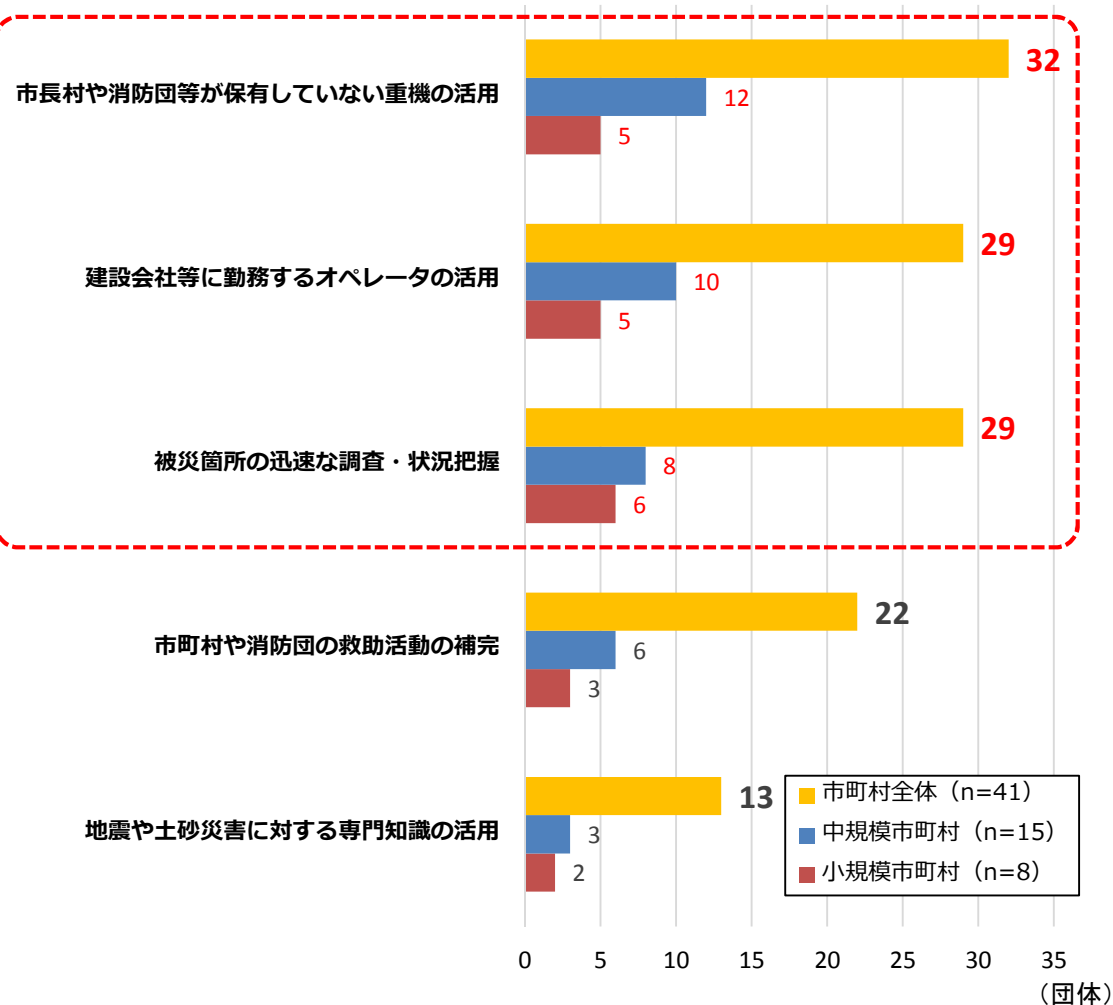


中小規模市町村

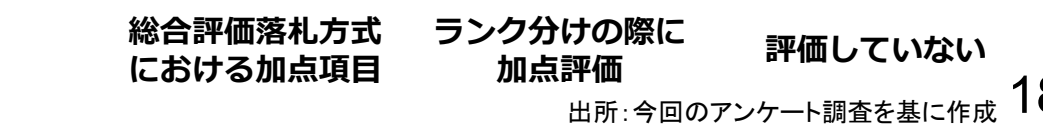
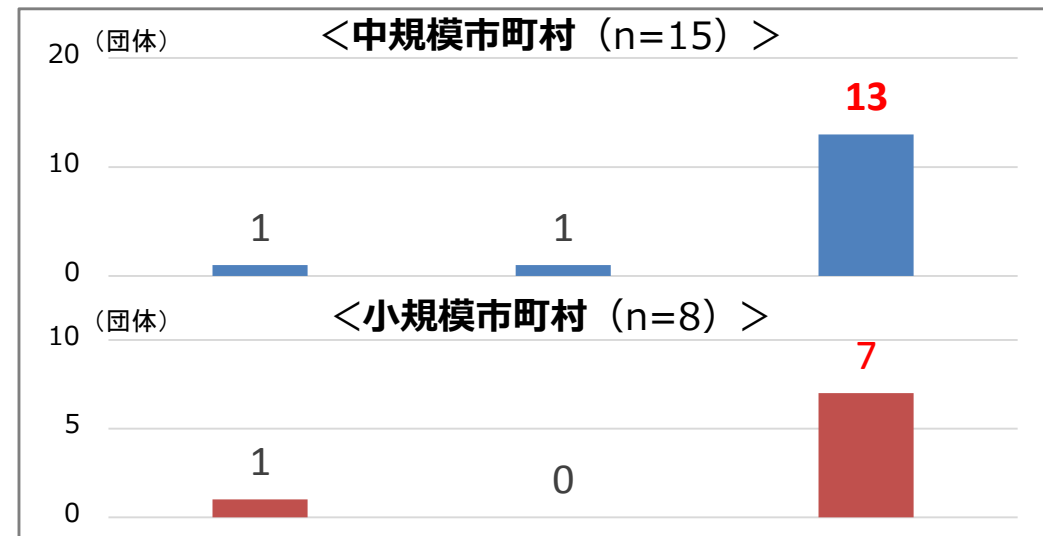


- 市町村は総じて、建設企業が保有している重機やそのオペレーターの活用、被災箇所の迅速な調査・状況把握など、自らの業務の補完のために災害協定を締結する傾向。
- 他方で、中小規模の自治体では災害協定の締結を評価していない団体が太多。

■ 災害協定を締結するメリット・理由



■ 災害協定を締結している場合の評価方法



I 市町村の発注体制について

<大規模市町村からのアンケート結果>


- ・ 橋梁工事の発注経験を有する職員が少なく、対応に苦慮
- ・ 品質確保や手続の透明性、緊急時の災害対応など、関係業務の増大により職員の負担が増加

<中規模市町村からのアンケート結果>

- ・ 技術職員がおらず、事務職員だけで発注を行わなければならない状況
- ・ 総合評価落札方式の導入などにより業務量が増大しており、発注関係事務の実施体制に懸念

<小規模市町村からのアンケート結果>

- ・ 行政改革の影響により最小限の人数で発注関係事務を行っており、災害時の対応が困難
- ・ 自治体職員の年齢構成が偏っており、高齢職員の退職後の人員確保に懸念



自治体の規模にかかわらず、技術力を要する維持管理業務については、体制の補完が必要ではないか。

緊急時の災害対応等を見据えた発注体制の整備が必要ではないか。

II 地域インフラの共同発注について

<市町村における取組事例>

- ・ 道路施設や橋梁等の点検の共同発注
- ・ 一部事務組合等による上下水道の共同管理


<地方公共団体からのアンケート結果>

(意見)

- ・ 近隣自治体との共同発注については、広域的な維持管理のノウハウの共有が期待
- ・ 技術力を要する分野では、共同発注の必要性が高い

(課題)

- ・ 受発注者間において各々の役割や公物管理に関する責任を適切に分担することが必要
- ・ 自治体インフラの老朽化の状況については、当該自治体の職員が自ら把握しておくことが必要



インフラの適切な維持管理のため、共同発注を更に進める必要があるのではないか。

Ⅲ 民間委託等について

<都道府県からのアンケート結果>

(意見)

- ・すでに発注関係事務を担当する職員が足りていないため、民間企業等の活用は必要
- ・現時点では必要性に乏しいが、今後の職員数の減少に伴い、民間活用の必要性は高まる
- ・CMについては、大規模工事など、発注者の経験の少ない工事での活用を検討

(課題)

- ・インフラの維持管理の責任の重大さを考えると、民間委託等は最小限に留めるべき
- ・地域の建設企業の受注機会の確保や自治体職員の技術力の低下を防止することが必要
- ・民間委託等を導入する場合、具体の案件の守秘義務や情報管理について対応する必要
- ・CMの導入に当たっては、業務の透明性や公正・公平な履行を確保する必要

<市町村からのアンケート結果>

- ・設計や積算、工事監理等の業務について、今後、民間コンサル等の活用を検討する必要
- ・橋梁点検等の技術力を要する分野では、民間企業等の専門性を活用する必要
- ・最小限の人員で発注関係事務を行うために、すでに県の外郭団体や民間委託等を活用

<建設業団体、建設企業からのアンケート結果>

(意見)

- ・施工能力やノウハウを有する企業であれば、民間委託等に対応することは可能
- ・民間委託等に当たっては、関係者間の役割やリスクの分担を明確化する必要

(課題)

- ・民間委託等を行うと、委託業務と建設工事を同時に受注できなくなるおそれ
- ・発注関係事務の情報管理が不十分だと、情報の漏洩リスクが懸念される

地域の実情や自治体の職員体制により状況は大きく異なると考えられることから、発注者の実情に応じたきめ細かい対応が必要ではないか。

将来にわたって発注体制を維持することが困難な場合は、民間委託等を積極的に活用すべきではないか。